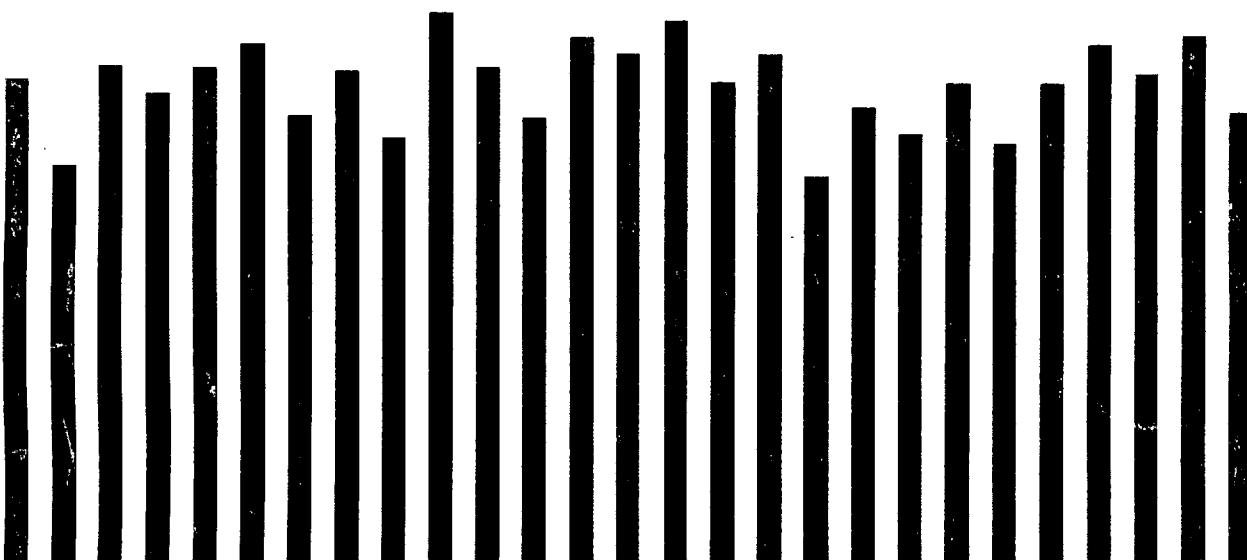


# 新版 破産法

—実務と理論の問題点—

麻上正信 ● 監修



雄 郎 男 新 作 光 敏  
英 二 治 順 清 (五十音順)  
一 義 二 崇 彦 龍 法 彦  
誠 忠 礼 威 知 保  
田 田 紀 水 美 边  
森 山 山 有 吉 好 渡  
和 彦 助 二 行 平 輔 敬  
正 親 慶 康 克 安 之  
木 田 橋 内 合 口 村 謹  
鈴 宗 高 竹 谷 谷 田 東  
昭 郎 之一 夫 久 久 郎  
利 慶 弘 孝 章 孝 昭 銀  
太 善 正 一 正 眞 威  
長 長 上 藤 近 井 川 葉  
青 青 麻 安 家 石 石 稲  
郎 充 信 郎 直 司 明 雄



では、同法二条一号の仮登記（以下「一号仮登記」という）と同条二号の仮登記（以下「二号仮登記」という）があるが、一号仮登記は、すでに物権変動が生じていて、その申請に必要な手続が具備しない場合に許されるものであるから、仮登記担保契約のよう、いまだ物権変動のない段階では、原則として、二号仮登記によるべきであるということとなる。

しかし、当事者が一号仮登記を利用した場合に、これを無効の仮登記とはいえない（法務省民事局参事官室編・仮登記担保法と実務三五二頁）。判例

では、最判昭和三二・六・七民集一、卷六号九三六頁、最判昭和三七・七・六民集一六巻七号一四五二頁ほか）。また、担保仮登記の登記原因は、通常、代物弁済予約あるいは停止条件

付代物弁済契約と思われるが、として売買予約のものもあり、これももちろん有効である。すると、物権変動をもつぱらの目的としてな

される本来の仮登記と金銭債務のための担保仮登記の登記簿上の識別は不可能といわなければならない。し

かも、法的効果およびその手続において、本来の仮登記と担保仮登記とは、きわめて大きな差（担保仮登

記はそのまで、仮登記担保法一五条「二項・一三条等の効力を認められ、一八条の特典が与えられるが、一五条一項で順位保全の効力を制限されるなどが一例）があるから、この問題は相に深刻といわねばならない。それは八条一項四号の定めがあり、

に、今日では本来の仮登記と破産と

の関係それ自体が、破産法の一大

テーマとして、破産法五五条一項但書をめぐって、あるいは取戻権論、

破産法五九条論として論じられるの

であるから、なおさらである（谷口安平・倒産処理法一九八頁）。本稿で

は、もちろんこれに立ち入るわけには

いかないが、筆者は、破産法五九条の無制限の適用に疑問をもつてゐる

六民集一六巻七号一四五二頁ほか）。ま

で、宣告前の仮登記は、一号仮登記・

二号仮登記を問わず、ドイツ破産法二

四条に照らして、破産管財人に対して

本登記請求が可能で、破産法五九条が適用されないと解しておきたい）。

## 四 根担保仮登記についての特則

記の区別は、具体的に各設定時の実

体的契約関係に立ち入って検討した

後になされるべきこととなる。

そこで、担保仮登記と本来の仮登

記の区別は、具体的に各設定時の実

体的契約関係に立ち入って検討した

れる（法務省民事局参考官室編・前掲書五六六頁）。この関係は、おむねつぎのように発想され理解されれば足りる。すなわち、担保仮登記には前述のとおり、所有権取得権能と価値取得権能が認められ、根担保仮登記も基本的にこれを有するといつてもよいのであるが、根担保仮登記の所有権取得権能は、その実行手続が開始されても、清算金の弁済前に強制競売等の申立（およびその開始）があり（仮登記担保法一五条一項）、あるいは破産宣告があればその效能を失い、その価値取得権能についても、清算金の弁済前の強制競売等の申立（およびその開始）や破産宣告により、その効能を失うこととなる。強制競売等の申立前（仮登記担保法一五条二項）、あるいは破産宣告前に、清算が結了していれば、所有権を認められ、あるいは取戻権となる。そして、この場合、本登記がなくとも仮登記のままで所有権取得を対抗できる（仮登記担保法一五条二項）。かくて、「仮登記担保法一九条一項は、仮登記担保権実行手続が「清算を完了した」段階まで進んでいない間に破産手続が開始された場合の規定」（竹下守夫「倒産手続と

非典型担保」昭和五三年日弁連特別研究叢書九〇三頁）と解されることも基本的にはこれと有するといつてもよいのであるが、根担保仮登記の実行手続が開始されても、清算金の弁済前に強制競売等の申立（およびその開始）があり（仮登記担保法一五条一項）、あるいは破産宣告があればその效能を失い、その価値取得権能についても、清算金の弁済前の強制競売等の申立（およびその開始）や破産宣告により、その効能を失うこととなる。強制競売等の申立前（仮登記担保法一五条二項）、あるいは破産宣告前に、清算が結了していれば、所有権を認められ、あるいは取戻権となる。そして、この場合、本登記がなくとも仮登記のままで所有権取得を対抗できる（仮登記担保法一五条二項）。かくて、「仮登記担保法一九条一項は、仮登記担保権実行手続が「清算を完了した」段階まで進んでいない間に破産手続が開始された場合の規定」（竹下守夫「倒産手続と

して、この取戻権につき対抗要件が書五六六頁）。この関係は、おむねつぎのように発想され理解されれば足りる。すなわち、担保仮登記には、破産宣告前に清算が結了していられる場合としかざる場合とで、その効果において雲泥の差があるので、実務上は、根担保仮登記と普通の担保仮登記の区別に十分意を用いることが必要とされるほか、破産宣告前の駆け込み的な根担保仮登記の実行に対する破産手続からの一定の制限（たとえば、破産法一五五条の保全処分による根担保仮登記の実行の中止、あるいは民法三九八条ノ三の類推適用）などが検討されうることである（竹下守夫「仮登記担保権実行手続上の諸問題」ジュリ六七五号七一頁）。

右にみたように、根担保仮登記では、破産宣告前に清算が結了していられる場合としかざる場合とで、その効果において雲泥の差があるので、実務上は、根担保仮登記と普通の担保仮登記の区別に十分意を用いることが必要とされるほか、破産宣告前の駆け込み的な根担保仮登記の実行に対する破産手続からの一定の制限（たとえば、破産法一五五条の保全処分による根担保仮登記の実行の中止、あるいは民法三九八条ノ三の類推適用）などが検討されうることである（竹下守夫「仮登記担保権実行手続上の諸問題」ジュリ六七五号七一頁）。

仮登記担保法一九条一項は、同条三項が「抵当権とみなす」としていられる（竹下守夫「仮登記担保権実行手続上の諸問題」ジュリ六七五号七一頁）。

仮登記担保法二条の清算期間は短縮されないし、六条の禁止などももちろん適用があること、③清算金は破産管財人に支払われるべきことなど地等の担保仮登記権利者につき「破産法中抵当権を有する者に関する規定を適用する」としている。その趣旨は、抵当権の実行手続としての任意競売を仮登記担保に認めるものと解する余地もないではないが、むしろ、仮登記担保法に定める本来の実行手続を許すところにあるといえよう。ここに、仮登記担保権者が、別除権者としてその本来の権利を行使

かくて、清算結了前の仮登記担保権者は、別除権の行使として、およそ実行に着手していなかつたときは

外されるのである。

第一段階から、また、すでに着手が

は、ただちに破産管財人に対し本登記請求が可能である。これとは別に、清算が完了していない段階、すなわち金銭債権が存続したままの段階、あるいは当事者の契約上で所有権移転があつたとして、その効力が確定的ではない（考え方によつては、

「対外的に」所有権の移転がない）段階で破産宣告があると、当該担保仮登記は、仮登記担保法一九条一項に従つて処理される。

仮登記担保法二条の清算期間は短縮されないし、六条の禁止などももちろん適用があること、③清算金は破

産管財人に支払われるべきことなど

である。

以上のほか、担保仮登記の設定の順位いかんにより、先順位あるいは後順位の担保権の実行による競売へ

の参加（仮登記担保法一三条・一七

条）、または先順位担保仮登記の実

行に伴う物上代位（同法四条一項）

などが別除権としての権利行使に含

まれることとなろう。

一方、破産管財人の立場からは、

清算金に不満のあること、仮登記の

根担保ではない担保仮登記も、破産宣告前にその担保仮登記の実行手続が進行し、清算金の弁済のあつたう。ここに、仮登記担保権者が、別除権者としてその本来の権利を行使

するが、根担保仮登記はこれから除されるのである。

右にみたように、根担保仮登記では、破産宣告前に清算が結了していられる場合としかざる場合とで、その効果において雲泥の差があるので、実務上は、根担保仮登記と普通の担保仮登記の区別に十分意を用いることが必要とされるほか、破産宣告前の駆け込み的な根担保仮登記の実行に対する破産手続からの一定の制限（たとえば、破産法一五五条の保全処分による根担保仮登記の実行の中止、あるいは民法三九八条ノ三の類推適用）などが検討されうることである（竹下守夫「仮登記担保権実行手続上の諸問題」ジュリ六七五号七一頁）。

仮登記担保法一九条一項は、同条三項が「抵当権とみなす」としていられる（竹下守夫「仮登記担保権実行手続上の諸問題」ジュリ六七五号七一頁）。

仮登記担保法二条の清算期間は短縮されないし、六条の禁止などももちろん適用があること、③清算金は破

産管財人に支払われるべきことなど

である。

以上のほか、担保仮登記の設定の

順位いかんにより、先順位あるいは

後順位の担保権の実行による競売へ

の参加（仮登記担保法一三条・一七

条）、または先順位担保仮登記の実

行に伴う物上代位（同法四条一項）

などが別除権としての権利行使に含

まれることとなろう。

一方、破産管財人の立場からは、

清算金に不満のあること、仮登記の

根担保ではない担保仮登記も、破

産宣告前にその担保仮登記の実行手

続が進行し、清算金の弁済のあつた

う。ここに、仮登記担保権者が、別

除権者としてその本来の権利を行使

しうることが明らかである。

無効あるいは後述のとおり否認原因のあることなどを理由に、抹消等請求訴訟の請求原因として、あるいは

また、清算金の弁済の前に、破産管財人が破産法二〇二三条により強制競売等の手続をとれば（その手順については後述のように争いがある）、金銭的満足を得るにとどまる（仮登記担保法一五条二項・一七条）。

## 六 仮登記担保権者の 別除権行使に関する 破産手続

ところで、破産法の秩序からみて、仮登記担保権者の別除権行使としての仮登記担保権の実行は、破産しての仮登記担保権の実行は、破産法二〇四条一項の「別除権者法律ニ定メタル方法ニ依ラスシテ別除権ノ目的ヲ処分スル権利ヲ有スルトキ」にあたるのだろうか。仮登記担保法の成立前には、まさにそのとおりであったが、同法成立後においても、右の「法律ニ定メタル方法」を、せまく任意競売の趣旨に解して、仮登記担保の実行を、「法律ニ

定メタル方法ニ依ラ」ない処分権の行使としてとらえる見解がある（竹下「倒産手続と非典型担保」前掲書九〇一頁、法務省民事局参事官室編・前掲書六六一頁）。このように解釈する立場では、破産法二〇四条の「法律ニ定メタル方法ニ依ラ」ない処分権を破産法二〇三条に優先して許容する見解と合体させて、破産管財人は担保権者を失権せしめてのちに、はじめて破産法二〇三条による換価ができるとするようである（竹下「倒産手続と非典型担保」前掲書九〇二頁、法務省民事局参事官室編・前掲書六六一頁。このほか別除権の一般論として、谷口・前掲書二二一〇頁）。しかしながら、これには文理解釈上の反論のほか、以下のとおり疑問を呈したい。破産法二〇四条の右の文言と同旨の表現は、民法三四九条中にみられる。同条は、質権の総則にあって、「質権設定者ハ設定行為又ハ債務ノ弁済期前ノ契約ヲ以テ質権者ニ弁済トシテ質物ノ所有権ヲ取得セシメ其他法律ニ定メタル方法ニ依ラスシテ質物ヲ処分セシムルコトヲ約スルコトヲ得ス」と規定する。そして、民法は、これ以下、動産質、不動産質、権利質と分けて質権者の優先弁済権の行使方法を定める。したがって、質権各則に具体的に定める民法三四九条にいう「法律ニ定メタル方法」は、質権実行としての競売手続のほか、質権各則に具体的に定める優先弁済権の行使方法（たとえば、民法三四九条・三六七条）を当然に含むものである。破産法二〇四条の文言と民法三四九条の文言の同一性は、破産法立法担当者が民法と同一の意味とを込めて（少なくとも民法の用語法を参考にして）起案にあたったことを容易に推測させる。破産法提案理由をみても、「法律ニ定メタル方法」を任意競売とする限定はみられないし、かえって、「別除権者が流質契約等により法律の定めたる方法に依らず」として、民法三四九条の発想との同一性を示しており、破産法の発想も、民法質権の各則の各優先弁済権行使の方法がやはり、破産法二〇四条の「法律ニ定メタル方法」にあたる立場を鮮明にしているのである（司法省編纂・改正破産法理由六六頁）。このほか、兼子一・破産法四八頁も「法律ニ定メタル方法ニ依ラ」い方法として、任意売却をあげる（司法省編纂・改正破産法理由六六〇三条と二〇四条の優先関係に立ち入ることなく）、破産管財人があえて実

施すべきと判断したときには、仮登記担保権目的物件の破産法二〇三条に定することができる。このとき、仮登記担保権は、仮登記担保法二〇三条に基づき処理され、同法一六条に準じて消滅する。かりに、仮登記担保権の実行が始まっていても、清算金の弁済の前に破産管財人が換価の手続をとったときにも同様の結果であることはすでに述べた（抵当権者など他の担保権者〈別除権者〉による強制競売等の申立があつたときも当然同じ）。余談になるが、一般に、破産法二〇四条の「法律二定メタル方法ニ依ラ」ない特別の处分方法は、はたして、破産法二〇三条に優先して保護されるのであらうか（債権者が担保品を自由に評価し、任意処分し、回収することを主眼とする定めをそれほどに保護しなければならないのであるか。担保品の価値の決定を債権者に委ねる危険と不公平を肯定して、特別の処分方法が破産法二〇四条で失権して後に、破産法二〇三条の換価を認めるようである（司法省編纂・前掲書六六頁、菊井）。

書二二〇頁）。多くを論じることは許さないが、①別除権者の保護は、さきつめたところ、不当な換価によって不當にその利益を侵害しない点を配慮すれば十分であって、破産法二〇三条に従つた民事執行法等による換価は、この意味できわめて正当な手続であること、②現実論として、破産法二〇三条による換価が価格的に別除権者に不利益だとして、換価はありえないこと（ちなみに、現代金融の中心的担保である抵当権は、なんらの歯止めもなく破産管財人の破産法二〇三条換価に従うのが現在の法律関係である）、③破産法二〇四条が優先するとすれば立法技術的にととなる。

以上要するに、筆者の結論は、仮登記担保権は、破産法二〇四条の特別の処分方法ではないし、仮にそうしても、破産管財人の破産法二〇三条による換価は、破産法二〇四条を理由に拒めないというものであるが、考え方としては、本来が担保契約が代物弁済予約または売買契約ないし売買契約が、形式的に破産にかぎっていること、⑦特別の処分方法を有する者の権利の順位と範囲は民事執行法等による換価手続でも決定できる余地のあることなどを理由に、結論として、破産管財人は、だちに破産法二〇三条の換価に入る必要があるときは、破産法二〇四条の特別の処分方法がある場合でも、たゞに該当する問題が考えられる。これだけに破産法二〇三条の換価に入ることができると主張したい。この場合、破産法二〇四条は、任意売却の基礎条件の整備、あるいは異例の特合、破産法二〇四条は、任意売却の契約において所有権を取得するものとされている日が到来しただけで、は、やはり双方の債務（本登記義務、引渡し義務、金銭債務支払義務、所持権移転義務と清算金支払義務）は、双方未履行のままである。しかし、これらの場合は、いずれも破産法五九条が適用されないというべきである。破産法五九条の無制限適用は慎

記担保権者の別除権行使に際して破六条・五六七条によらないことを明らかにする点にこそあつたこと（井上直三郎・破産・訴訟の基本問題三一八頁）、⑥破産法二〇四条は、ドイツ破産法二二七条に範をとつたものであるが、ドイツ法では、失権を動機として実行されるとして、仮登記の形式によつているときで、その予約が完結されるときは、その予約自体あるいは完結された代物弁済契約ないし売買契約が、形式的に破産法五九条の双方未履行の双務契約に該当する問題が考えられる。これをさらに拡大すれば、停止条件付代償契約の形式によるものでも、物弁済契約の形式によるものでも、契約において所有権を取得するものとされている日が到来しただけで、は、やはり双方の債務（本登記義務、引渡し義務、金銭債務支払義務、所持権移転義務と清算金支払義務）は、このほか、手続論として、破産法一九七条・一九八条の処置が、仮登記の

五九条は問題とならないというのが通説である（竹下「倒産手続と非典型担保」前掲書九〇二頁）。このほか、仮登記のままの法律関係と双方未履行的一般については、兼子一編『三ヶ月章』諱之輔『霜島甲一』前田庸『田村五二八頁・五四七頁、谷口・前掲書一九八頁など）。

## 七 仮登記担保の否認

以上のすべての場合において、仮登記担保契約自体、あるいは仮登記が否認されるべきであるときは（破産法七四条）、仮登記担保権の実行は許されないこと当然である。深く立ち入らないが、①金銭債務の発生と所有権移転を目的とする契約の間に時間的なヘだたりがあり、所有権移転を目的とする契約が破産法七二条二号ないし四号にあたると、②仮登記担保契約により提供された金銭の使途が、営業継続、生活維持、担保付債務の弁済または優先債務の弁済にあてられるときを除いて不當性のあるとき、③仮登記自体が破産法七四条にあたるときは、請求原

因または抗弁として、否認権が行使されることとなる（破産管財人の提起する訴訟は、仮登記の否認登記の訴訟である。最判昭和四九・六・二七判時七四六号三八頁）。なお、仮登記担保については、清算義務があるのでは、廉価性は原則として問題とならないが、破産宣告前に清算が結了しており取戻権となるケースで、仮登記担保債務者が、清算金につき適正な主張をなしていないときは、破産法七二条一号あるいは五号により、これにつき否認権行使を検討すべきである。

一般については、兼子一編『三ヶ月章』諱之輔『霜島甲一』前田庸『田村五二八頁・五四七頁、谷口・前掲書一九八頁など）。

『竹下守夫』霜島甲一『前田庸』田村諱之輔『青山善充・条解会社更生法』上五二八頁・五四七頁、谷口・前掲書一九八頁など）。

（竹下「倒産手続と非典型担保」前掲書九〇二頁）。このほか、仮登記のままの法律関係と双方未履行的一般については、兼子一編『三ヶ月章』諱之輔『霜島甲一』前田庸『田村五二八頁・五四七頁、谷口・前掲書一九八頁など）。

（竹下守夫』霜島甲一『前田庸』田村諱之輔『青山善充・条解会社更生法』上五二八頁・五四七頁、谷口・前掲書一九八頁など）。